

大田区地域包括支援センターの包括的支援事業の実施に係る基準を定める条例
について（改正）

介護保険法施行規則の改正に伴い、地域包括支援センターにおける職員の配置
基準の緩和に係る規定を定めるほか、規定を整備するため、以下のとおり条例を
一部改正しました。

1 改正内容

- （１）第２条第２項中「第 140 条の 66 第 1 号ロ（２）」を「第 140 条の 66 第 1 号
イ」に改め、「をいう。」の次に「以下同じ。」を加える。
- （２）現行の当該職員の員数について、第一号被保険者の数に応じて、又はセンター
の運営の状況を勘案して地域包括支援センター運営協議会が必要と認める場合
は、常勤換算方法によることを可能とする。
- （３）センターにおける効果的な運営に資すると地域包括支援センター運営協議会
が認める場合には、複数のセンターが担当する区域ごとの第一号被保険者の数
を合算した数について、おおむね 3,000 人以上 6,000 人未満ごとにセンターに
配置すべき 3 職種の常勤の職員の員数を当該複数のセンターに配置することに
より、当該一のセンターがそれぞれ 3 職種の配置基準を満たすものとする。こ
の場合において、質の担保の観点から、当該一のセンターは、3 職種のうちいず
れか 2 以上の常勤の職員を配置しなければならないこととする。

2 新旧対照表

別紙のとおり